

判決年月日	平成24年9月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成24年（行ケ）第10005号		
○ 発明の名称を「グルコサミン含有パップ剤」とする特許出願について、審決が、引用発明Aのパップ剤の有効成分L-アスコルビン酸を、同じ美白剤として公知のグルコサミンに変更することは、容易になし得るなどとして、進歩性を否定したところ、引用発明Aは特定の有効成分に合わせて他の成分（架橋剤）を組み合わせたものであるから、その有効成分を変更することが容易であるとはいえず、相違点の判断に誤りがあるとして、上記審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法29条2項

1 本件は、原告が、発明の名称を「グルコサミン含有パップ剤」とする特許出願（特願2001-317930号）につき拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求するとともに手続補正をしたが、請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

2 審決は、本願発明と引用例A（特開2001-64175号公報）に記載された引用発明Aとの相違点1, 2を認定した上で、それらの相違点は容易に想到し得るとして、本願発明の進歩性を否定したが、本判決の結論に関係するのは、相違点1の判断の当否である。審決は、相違点1として、「本願発明における有効成分は、グルコサミンであるのに対し、引用発明Aにおける有効成分は、美白作用として機能するL-アスコルビン酸である点。」を認定し、この相違点1について、引用例B（特開平11-246339号公報）には、グルコサミンがL-アスコルビン酸と同様に美白作用剤として機能することと、グルコサミン及びL-アスコルビン酸はともに美白剤として従来から公知のものであることが記載されていることから、引用発明AのL-アスコルビン酸をグルコサミンに変更することは容易になし得ると判断した。

3 これに対し、本判決は、次のとおり判示し、審決の上記判断は誤りであるとして、これを取り消したものである。

「引用発明Aは、有効成分としてビタミンC又はその誘導体を用いる場合に特有の問題点を解決するために、そのような目的に適する架橋剤を限定したものであって、特定の有効成分と架橋剤の組み合わせに特徴があるパップ剤である。そして、引用例Bに、グルコサミンとビタミンC（L-アスコルビン酸）はともに代表的な美白剤として従来から知られていることが開示されているとしても、グルコサミンは、ビタミンCと化学構造等の理化学的性質が類似するわけではないから、パップ剤中での金属架橋剤との相互作用が同様であるとは考えられない。

したがって、ともに美白剤として知られているというだけで、当業者にとって、引用発明Aの有効成分であるビタミンC又は誘導体をグルコサミンに変更することが容易に想到し

得るとはいえず、取消事由 2 は理由がある。」